

この事業で示す SHG p とは

- ① 「当事者の会」とされる SHG の中で、障がいがある子どもがいる家庭の「親」の会「保護者」のグループ等を SHG p とします。
- ② メンバーが共通の問題に見舞われていること。  
メンバーは各自が抱える問題についてボランティアに対処しようとしているわけではないので「見舞われる」と表記します。
- ③ SHG p の運営・企画については保護者が自発的に行い、専門職・専門機関等の日常的な支援が皆無か僅かであること。SHG p はあくまでも当事者主体性を有する存在であると考えます。
- ④ メンバーは対等な資格の上に相互援助し合うことが確認されていること。  
SHG は別名「相互支援グループ」呼ばれます。SHG の援助の本質な特徴は専門職の枠では捉えられない問題を扱うことにあります。  
その他、以下のような要因を SHG p の成立条件とする。
- ⑤ 会合が概ね 1～2 ヶ月に 1 回は開催されていること。
- ⑥ メンバー間は face to face の関係にあり、比較的組織構造が単純であること。
- ⑦ 経済的利潤を追求する目的がないこと。

### 【SHG p の働き】

(2002 年宮城県肢体不自由児協会実施調査結果から)

- ① 同じ悩みを話し合うことによって仲間がいること（孤独でないこと）が確認できる
- ② 知らなかった専門家（職）や専門機関・団体の方との出会い
- ③ 同じ悩みを話し合うことそのものに効果がある
- ④ 同じ立場の方と出会うことそのことに意味がある
- ⑤ 様々な情報を、いち早く得ることができる
- ⑥ 自分自身の状況（課題）が客観的にわかり、課題解決への糸口を見出せる
- ⑦ リフレッシュできる。楽しめる
- ⑧ 活動によって公的な施策実現が期待できる
- ⑨ 参加することによって社会的に積極的に活動できる方が増える
- ⑩ 病気や障碍（がい）に対する考え方や捉え方が変わる
- ⑪ 専門家（職）や専門機関・団体等からは得られない情報を得ることができる
- ⑫ 疾病そのものへの自己理解が深まる
- ⑬ 子どもの友達が増える
- ⑭ 活動によって疾病や障がいに対する社会の偏見や誤解が緩和される

- ⑮ 専門家（職）、専門機関・団体より安心して話ができる（同等な立場でいられる）
- ⑯ 他の‘親の会’等 SHG p と交流・連携できる
- ⑰ 専門家（職）や専門機関・団体を刺激する（関心を向けさせる等）ことができる
- ⑱ 社会にその疾病、状態等のアピールができるようになる
- ⑲ グループから巣立っていけるくらい自立することを学べる
- ⑳ その他

岡知史さんの著書にあるセルフヘルプグループ―‘わかちあい’、‘ひとりだち’、‘ときはなち’を大切にしています。